

〈 改 正 後 全 文 〉

工事請負業者等の資格を定める場合の総合審査数値の算定要領

平成17年 3 月16日北開局工管第204号

最終改正 令和 7 年 3 月 7 日北開局工管第217号

開 発 監 理 部 長

営 繕 部 長

各 開 発 建 設 部 長 殿

事 業 振 興 部 長

第 1 総則

北海道開発局工事等競争参加者選定要領（平成12年12月19日付け北開局工第333号。以下「選定要領」という。）第20条及び第23条に規定する審査の基準については、この要領の定めるところによる。

第 2 工事契約

1 総合審査数値

選定要領第20条の総合審査数値は、同条第 1 号の経営的事項について算定した点数（以下「経営事項評価点数」という。）に同条第 2 号の技術的事項について算定した点数（以下「技術評価点数」という。）を加えて算定する。

2 経営的事項

経営事項評価点数の算定は、建設業法第27条の23第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（令和 4 年国土交通省告示第827号。以下「改正告示」という。）による改正前の建設業法第27条の23第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号。以下「旧告示」という。）第二又は、改正告示による改正後の建設業法第27条の23第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号。以下「新告示」という。）第二に定める項目の基準に従い、次の各号のとおり行う。

(1) 選定要領第20条第 1 号（以下「経営的事項」という。）のアに定める「年間平均完成工事高」の点数は、申請を希望する工事区分の年間平均完成工事高の金額に応じ、別表 1 の点数の欄に掲げる点数とする。

(2) 経営的事項のイに定める「自己資本の額」及び「利払前税引前償却前利益の平均の額」の点数は、次のア及びイに定めるところにより算定した数値の合計数値を 2 で除した数値とする。

ア 自己資本の額の数値は、旧告示又は新告示（以下「告示」という。）別表第二の(1)

から(47)までの区分に応じ、別表２－１の数値の欄に掲げる数値とする。

イ 利払前税引前償却前利益の平均の額の数値は、告示別表第三の(1)から(37)までの区分に応じ、別表２－２の数値の欄に掲げる数値とする。

- (3) 経営的事項のウに定める「経営状況」の点数は、告示第二の二に定めるところにより算定した数値（小数点以下第３位を四捨五入した点数）から、次の算式によって求められた点数（小数点以下第１位を四捨五入した点数）とする。

$$\text{算式：} 167.3 \times X + 583$$

この式においてXは、告示第二の二に定めるところにより算定した数値とする。

- (4) 経営的事項エに定める「技術職員の数」及び「年間平均元請完成工事高」の点数は、当該工事区分に対応する建設工事の種類に係る数値のうち最も大きなものを点数とする。ただし、工事区分がP Sコンクリート及び鋼橋上部については、それぞれの項目の数値と当該工事区分に対応する建設工事の種類に係る数値のうち最も大きなものを点数とする。この場合において、建設工事の種類に係る数値とは、次のアで定めるところにより算出した数値に５分の４を乗じて得た数値と、イで定めるところにより算出した数値に５分の１を乗じて得た数値の合計により得られた数値（小数点以下切り捨て）とする。

ア 告示第一第三号１に規定する項目について、告示第二第三号の基準により審査して得られた告示別表第４の(1)から(30)までの区分に応じ、別表３－１の数値の欄に掲げる数値とする。

イ 告示第一第三号２に規定する項目について、告示第二第三号の基準により審査して得られた告示別表第５の(1)から(42)までの区分に応じ、別表３－２の数値の欄に掲げる数値とする。

- (5) 経営的事項のオに定める「その他の審査項目」（社会性等）の点数は、旧告示に基づく場合は次のアからコに定めるところにより算定した労働福祉の状況、営業継続の状況、防災協定締結の有無、法令遵守の状況、建設業の経理に関する状況、研究開発費の状況、建設機械の保有状況、国際標準化機構が定めた規格による登録状況、若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況並びに知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況の各数値の合計数値に10を乗じて得た数値に190を乗じた後200で除して得た数値とする。

ア 労働福祉の状況の数値は、次の算式によって求められた数値とする。

$$X_1 \times 15 - X_2 \times 40$$

この式においてX₁及びX₂は、それぞれ次の値を表す。

X₁：告示第一の四の１の（四）から（六）までの各項目について加入又は導入しているものの数

X₂：告示第一の四の１の（一）から（三）の各項目について加入していないものの数

イ 営業継続の状況の数値は、旧告示別表第六の区分に応じ、別表４－１の１の数値の欄に掲げる数値について、民事再生法又は会社更生法の適用の有無に応じて、別表４

ー 1 の 2 に掲げる点数を加算して得られた点数とする。

ウ 防災協定締結の有無の数値は、旧告示別表第八の区分に応じ、別表 4－2 の数値の欄に掲げる数値とする。

エ 法令遵守の状況の数値は、旧告示別表第九の区分に応じ、別表 4－3 の数値の欄に掲げる数値とする。

オ 建設業の経理に関する状況の数値は、監査受審状況の点数と公認会計士等の数の点数の合計値とし、それぞれの点数は、次の(ア)及び(イ)に定めるところにより算定した数値とする。

(ア) 監査受審状況の点数は、旧告示別表第十の区分に応じ、別表 4－4 の数値の欄に掲げる数値とする。

(イ) 公認会計士等の数の点数は、旧告示別表第十一の区分に応じ、別表 4－5 の数値の欄に掲げる数値とする。

カ 研究開発の状況の点数は、研究開発費の額の平均の額を、旧告示別表第十二の区分に応じ、別表 4－6 の数値の欄に掲げる数値とする。

キ 建設機械の保有状況の点数は、旧告示別表第十三の区分に応じ、別表 4－7 の数値の欄に掲げる数値とする。

ク 国際標準化機構が定めた規格による登録状況の点数は、旧告示別表第十四の区分に応じ、別表 4－8 の数値の欄に掲げる数値とする。

ケ 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の点数は、次に掲げる数値とする。

(ア) 若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況の点数は、旧告示別表第十五の区分に応じ、別表 4－9 の数値の欄に掲げる数値とする。

(イ) 新規若年技術職員の育成及び確保の状況の点数は、旧告示別表第十六の区分に応じ、別表 4－10 の数値の欄に掲げる数値とする。

コ 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況の点数は、旧告示別表第十七の区分に応じ、別表 4－11 の数値の欄に掲げる数値とする。

(6) 経営的事項のオに定める「その他の審査項目」（社会性等）の点数は、新告示に基づく場合は次のアからシに定めるところにより算定した建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況、営業継続の状況、防災協定締結の有無、法令遵守の状況、建設業の経理に関する状況、研究開発費の状況、建設機械の保有状況、国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況の各数値の合計数値に10を乗じて得た数値に175を乗じた後200で除して得た数値とする。ただし、令和5年8月13日以前の新告示第一の一の2に規定する審査基準日における数値は、上記各数値の合計数値に10を乗じて得た数値に190を乗じた後200で除して得た数値とする。

ア 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況のうち、告示第一の四の1の（一）から（六）の数値は次の算式によって求められた数値とする。

$$X 1 \times 15 - X 2 \times 40$$

この式において X 1 及び X 2 は、それぞれ次の値を表す。

X 1：告示第一の四の1の（四）から（六）までの各項目について加入又は導入して

いるものの数

X 2 : 告示第一の四の 1 の (一) から (三) の各項目について加入していないものの数

イ 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の点数は、次に掲げる数値とする。

(ア) 若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況の点数は、新告示別表第六の区分に応じ、別表 4-9 の数値の欄に掲げる数値とする。

(イ) 新規若年技術職員の育成及び確保の状況の点数は、新告示別表第七の区分に応じ、別表 4-10 の数値の欄に掲げる数値とする。

ウ 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況の点数は、新告示別表第八の区分に応じ、別表 4-11 の数値の欄に掲げる数値とする。

エ ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況の点数は、新告示別表第九の区分に応じ、別表 4-12 の数値の欄に掲げる数値とする。

オ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況の点数は、新告示別表第十の区分に応じ、別表 4-13 に掲げる数値とする。

カ 営業継続の状況の数値は、新告示別表第十一の区分に応じ、別表 4-1 の 1 の数値の欄に掲げる数値について、民事再生法又は会社更生法の適用の有無に応じて、別表 4-1 の 2 に掲げる点数を加算して得られた点数とする。

キ 防災協定締結の有無の数値は、新告示別表第十三の区分に応じ、別表 4-2 の数値の欄に掲げる数値とする。

ク 法令遵守の状況の数値は、新告示別表第十四の区分に応じ、別表 4-3 の数値の欄に掲げる数値とする。

ケ 建設業の経理に関する状況の数値は、監査受審状況の点数と公認会計士等の数の点数の合計値とし、それぞれの点数は、次の (ア) 及び (イ) に定めるところにより算定した数値とする。

(ア) 監査受審状況の点数は、新告示別表第十五の区分に応じ、別表 4-4 の数値の欄に掲げる数値とする。

(イ) 公認会計士等の数の点数は、新告示別表第十六の区分に応じ、別表 4-5 の数値の欄に掲げる数値とする。

コ 研究開発の状況の点数は、研究開発費の額の平均の額を、新告示別表第十七の区分に応じ、別表 4-6 の数値の欄に掲げる数値とする。

サ 建設機械の保有状況の点数は、新告示別表第十八の区分に応じ、別表 4-7 の数値の欄に掲げる数値とする。

シ 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況の点数は、新告示別表第十九の区分に応じ、別表 4-14 の数値の欄に掲げる数値とする。

(7) 経営事項評価点数は、(1) から (6) に掲げる各点数に基づき、次の算式によって算定する。

$$\text{算式} : 0.25 X_1 + 0.15 X_2 + 0.20 Y + 0.25 Z + 0.15 W$$

この式において X_1 、 X_2 、 Y 、 Z 及び W は、それぞれ次の値を表す。

X_1 : (1) に定める「年間平均完成工事高」の点数

X₂ : (2)に定める「自己資本の額」及び「利払前税引前償却前利益の平均の額」の点数

Y : (3)に定める「経営状況」の点数

Z : (4)に定める「技術職員の数」及び「年間平均元請完成工事高」の点数

W : (5)又は(6)に定める「その他の審査項目」(社会性)の点数

3 技術的事項

技術評価点数の算定は、(1)及び(2)に定める点数を合計した点数(以下「技術評価素点」という。)に対して、別表8の換算係数を用いて、(3)の算式によって算定する。

(1) 選定要領第20条第2号アに規定する期間に完成した工事(本局及び開発建設部が発注した工事で、希望工事区分に属する工事に限る。以下「北海道開発局工事」という。)について、北海道開発局請負工事成績評定要領(平成4年4月1日北開局工第2号。以下「評定要領」という。)第5条に規定する工事成績評定表の評定点の合計から65点を控除した点数(当該工事の成績評定を行っていないときは0点とする。以下「成績評点」という。)に、当該工事の技術的難易度、工事の請負金額を100万円で除した数値の平方根をとった数値に単体受注の場合は1を、共同企業体による受注の場合は出資比率を乗じた数値、災害対応実績係数(災害復旧の対象工事の場合は2を、それ以外は1とする。)、調査基準価格を下回って受注し、かつ、成績評定が65点未満の工事については別表6の調整係数の欄に掲げる数値及び当該工事の完成時期により別表7の直近係数の欄に掲げる数値を乗じた点数を算出し、すべての北海道開発局工事に係る当該点数を合計して得られた点数(以下、「受注点数」という。)。ただし、総合評価落札方式(技術提案評価型の工事)において技術提案を受け付けた工事については、工事ごとの成績評点(技術提案を受け付けたが落札しなかった工事(予定価格超過は除く。))については1.0点)に、当該工事の技術的難易度、工事の請負金額を100万円で除した数値の平方根をとった数値に単体受注の場合は1を、共同企業体による受注の場合は出資比率を乗じた数値(技術提案を受け付けたが落札しなかった工事(予定価格超過は除く。))については、工事の請負金額を100万円で除した数値の平方根をとった数値に単体応募の場合は1を、共同企業体により応募した場合は1を構成会社数で除して得られた値を乗じた数値)、得点率(総合評価落札方式において加算点(評価に応じて得られる得点をいう。)を加算点の満点で除したもの。)に1.0を加えた数値、災害対応実績係数(災害復旧の対象工事の場合は2を、それ以外は1とする。)、調査基準価格を下回って受注し、かつ、成績評定が65点未満の工事については別表6の調整係数の欄に掲げる数値及び当該工事の完成時期により別表7の直近係数の欄に掲げる数値を乗じた点数を当該工事の点数とする。

技術的難易度は、評定要領第5条に規定する工事技術的難易度評価表による技術的難易度評価に基づき別表5により1.0から2.0までの値を付与する。

なお、成績評点が負の値になる場合は、負の値として合計点数を計算し、その際、技術的難易度を逆数にして乗じる。

(2) 選定要領第20条第2号イに規定する期間に完成した工事(北海道が発注した工事(工事種別が「森林土木」及び「造林」を除く。))で、希望工事区分に属する工事に限る。

以下「北海道工事」という。)について、工事成績評定表の評定点の合計から平均点を控除した点数(負の値となる場合は0点とする。)に、工事の請負金額を100万円で除した数値の平方根をとった数値に単体受注の場合は1を、共同企業体による受注の場合は出資比率を乗じた数値、調整係数(成績評定項目が0未満の場合は0、それ以外は1とする)及び当該工事の完成時期により別表7の直近係数の欄に掲げる数値を乗じた点数を算出し、全ての北海道工事に係る当該点数を合計して得られた点数に対して0.1を乗じた点数。

(3) 算式： $\alpha \times (\text{技術評価素点})^{\log \beta}$

第3 工事契約における審査数値の算定に関する特例

1 合併等により新たに設立された会社等(以下「合併会社等」という。)の算定は、次の各号により行う。

(1) 合併会社等とは、次のアないしオに掲げる法人等をいう。

ア 合併により新たに会社が設立された場合における新設会社(以下「合併新設会社」という。)又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社(以下「合併存続会社」という。)

イ 親会社がその営業(建設業)の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

ウ 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業(建設業)の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した会社(以下「承継譲渡会社」という。)の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社(以下「承継譲受会社」という。)

エ 既存の建設業者が他の建設業者から営業(建設業)の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した建設業者(以下「譲渡業者」という。)の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者(以下「譲受業者」という。)

オ 営業(建設業)の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割(以下「分割」という。)を行った会社(以下「分割会社」という。)の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社(以下「分割承継会社」という。)

(2) 合併会社等の技術評価点数の算定方法は、次のア及びイに定める。

ア 合併新設会社又は合併存続会社にあつては、それぞれ合併前の合併当事会社を一つの会社とみなし、選定要領第20条第1項第2号に規定する対象工事をもって算定する。

イ 子会社、承継譲受会社、譲受業者又は分割承継会社にあつては、親会社、承継譲渡会社、譲渡業者又は分割会社からの譲受又は分割にかかる営業部門に属する工事を選定要領第20条第1項第2号に規定する対象工事に含まないものとして算定する。ただし、営業(建設業)の全部を譲り受け又は分割により承継した場合等、資格審査等の取扱いにおいて合併と同等とみなし得る場合にあつては、親会社と子会社、承継譲渡

会社と承継譲受会社、譲渡業者と譲受業者、分割会社と分割承継会社を一つの会社とみなし、選定要領第20条第1項第2号に規定する対象工事をもって算定する。

- (3) 有資格者（選定要領第6条第1項の規定により一般競争参加者資格があると決定された者をいう。）間の合併による合併新設会社又は合併存続会社並びに営業（建設業）の全部を譲受けた場合等、資格審査等の取扱いにおいて合併と同等とみなし得る子会社、承継譲受会社又は譲受業者の(2)ア並びに(2)イのただし書に掲げる算定方法が適用される工事区分の経営事項評価点数及び技術評価点数は、第2の2及び第2の3の規定に基づき算定した経営事項評価点数及び技術評価点数に、合併後又は営業譲受等後の経営事項審査の審査基準日までの期間（以下「合併後の期間」という。）が5年未満である場合は、当該点数について、それぞれ5%に相当する点数（その点数に小数部分があるときは、これを切り捨てた点数とする。）を加えて算定するものとする。ただし、等級区分が設けられている工事区分にあっては、合併前の合併当事会社、営業譲受等の前の親会社と子会社、承継譲渡会社と承継譲受会社又は譲渡業者と譲受業者が同一の等級若しくは直近の等級に決定されている場合又はこれと同等と認められる場合に限る。
- 2 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された協業組合については、協業組合の積極的な活用とその施工能力に見合った工事の受注機会の増大を図るため、当該協業組合が所期の事業をなし得るに至るまでの相当の期間、その協業の態様、協調等の度合等を勘案し、総合審査数値について調整できるものとし、当分の間、当該協業組合の施工実績が著しく劣る場合を除き、経営事項評価点数及び技術評価点数について、それぞれ5%に相当する点数（その点数に小数部分があるときは、これを切り捨てた点数）を加えて算定できる。
- 3 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された企業組合については、前項の協業組合の取扱いに準じて算定する。
- 4 持株会社化経審を受けた建設業者の総合審査数値は、告示附則第六の規定により国土交通大臣から企業集団の認定を受けた後の経営事項審査の審査基準日までの期間が3年未満である場合は、経営事項評価点数及び技術評価点数について、それぞれ5%に相当する点数（その点数に小数部分があるときは、これを切り捨てた点数）を加えて算定する。

第4 測量等契約

選定要領第23条の総合審査数値は、別表9の1から4により算定し、次の各号のとおり行う。

- (1) 選定要領第23条第1号に定める項目は、年間平均実績高に応じ、別表9の1の点数の欄に掲げる点数とする。
- (2) 選定要領第23条第2号に定める項目は、自己資本額及び年間平均実績高に応じ、別表9の2の点数の欄に掲げる点数とする。
- (3) 選定要領第23条第3号に定める項目は、別表10の業種区分別の有資格者の欄に掲げる者の数に、同表の有資格者の欄の(1)に掲げる者にあつては5を、同表の有資格者の欄の(2)に掲げる者にあつては2を乗じた数値の合計数値に応じ、別表9の3の点数の欄

に掲げる点数とする。

(4) 選定要領第23条第4号に定める項目は、営業年数に応じ、別表9の4の点数の欄に掲げる点数とする。

(5) 総合審査数値は、(1)から(4)の各点数に基づき、次の算式によって算定する。

$$\text{算式： } 3 \times A + B + 5 \times C + D$$

この式においてA、B、C、Dは、それぞれ次の値を表す。

A：(1)の「年間平均実績高」の点数

B：(2)の「自己資本額」の点数

C：(3)の「有資格者の数」の点数

D：(4)の「営業年数」の点数

附 則

- 1 この通達は、平成17・18年度の資格審査から適用する。
- 2 持株会社化経審における結果に基づく建設業者による競争参加資格審査の取扱いについて（平成14年5月22日付け北開局工管第42－1号）は廃止する。

附 則

- 1 この通達は、平成19・20年度の資格審査から適用する。

附 則

この通達は、平成21年3月31日から施行し、平成21・22年度の資格審査から適用する。

附 則

この通達は、平成23年3月7日から施行し、平成23・24年度の資格審査から適用する。

附 則

この通達は、平成25年3月7日から施行し、平成25・26年度の資格審査から適用する。

附 則

この通達は、平成27年3月9日から施行し、平成27・28年度の資格審査から適用する。

附 則

この通達は、平成29年3月8日から施行し、平成29・30年度の資格審査から適用する。

附 則

この通達は、平成30年2月27日から施行し、平成30年度の資格審査から適用する。

附 則

この通達は、平成31年3月8日から施行し、平成31・32年度の資格審査から適用する。

附 則

この通達は、令和2年4月6日から施行し、令和2年度の資格審査から適用する。

附 則

この通達は、令和3年3月9日から施行し、令和3・4年度の資格審査から適用する。

附 則

この通達は、令和3年3月29日から施行し、令和3年度の資格審査から適用する。

附 則

この通達は、令和5年1月1日から施行し、令和4年度の資格審査から適用する。

附 則

この通達は、令和５年３月８日から施行し、令和５・６年度の資格審査から適用する。

附 則

この通達は、令和７年３月７日から施行し、令和７・８年度の資格審査から適用する。

別表 1 (第 2 の 2 (1)) 年間平均完成工事高の点数

年間平均完成工事高	区分	点	数
1,000億円 以上	(1)	2,309	
800億円 以上 1,000億円 未満	(2)	114 × (年間平均完成工事高) ÷	20,000,000 + 1,739
600億円 以上 800億円 未満	(3)	101 × (年間平均完成工事高) ÷	20,000,000 + 1,791
500億円 以上 600億円 未満	(4)	88 × (年間平均完成工事高) ÷	10,000,000 + 1,566
400億円 以上 500億円 未満	(5)	89 × (年間平均完成工事高) ÷	10,000,000 + 1,561
300億円 以上 400億円 未満	(6)	89 × (年間平均完成工事高) ÷	10,000,000 + 1,561
250億円 以上 300億円 未満	(7)	75 × (年間平均完成工事高) ÷	5,000,000 + 1,378
200億円 以上 250億円 未満	(8)	76 × (年間平均完成工事高) ÷	5,000,000 + 1,373
150億円 以上 200億円 未満	(9)	76 × (年間平均完成工事高) ÷	5,000,000 + 1,373
120億円 以上 150億円 未満	(10)	64 × (年間平均完成工事高) ÷	3,000,000 + 1,281
100億円 以上 120億円 未満	(11)	62 × (年間平均完成工事高) ÷	2,000,000 + 1,165
80億円 以上 100億円 未満	(12)	64 × (年間平均完成工事高) ÷	2,000,000 + 1,155
60億円 以上 80億円 未満	(13)	50 × (年間平均完成工事高) ÷	2,000,000 + 1,211
50億円 以上 60億円 未満	(14)	51 × (年間平均完成工事高) ÷	1,000,000 + 1,055
40億円 以上 50億円 未満	(15)	51 × (年間平均完成工事高) ÷	1,000,000 + 1,055
30億円 以上 40億円 未満	(16)	50 × (年間平均完成工事高) ÷	1,000,000 + 1,059
25億円 以上 30億円 未満	(17)	51 × (年間平均完成工事高) ÷	500,000 + 903
20億円 以上 25億円 未満	(18)	39 × (年間平均完成工事高) ÷	500,000 + 963
15億円 以上 20億円 未満	(19)	36 × (年間平均完成工事高) ÷	500,000 + 975
12億円 以上 15億円 未満	(20)	38 × (年間平均完成工事高) ÷	300,000 + 893
10億円 以上 12億円 未満	(21)	39 × (年間平均完成工事高) ÷	200,000 + 811
8億円 以上 10億円 未満	(22)	38 × (年間平均完成工事高) ÷	200,000 + 816
6億円 以上 8億円 未満	(23)	25 × (年間平均完成工事高) ÷	200,000 + 868
5億円 以上 6億円 未満	(24)	25 × (年間平均完成工事高) ÷	100,000 + 793
4億円 以上 5億円 未満	(25)	34 × (年間平均完成工事高) ÷	100,000 + 748
3億円 以上 4億円 未満	(26)	42 × (年間平均完成工事高) ÷	100,000 + 716
2億5,000万円 以上 3億円 未満	(27)	24 × (年間平均完成工事高) ÷	50,000 + 698
2億円 以上 2億5,000万円 未満	(28)	28 × (年間平均完成工事高) ÷	50,000 + 678
1億5,000万円 以上 2億円 未満	(29)	34 × (年間平均完成工事高) ÷	50,000 + 654
1億2,000万円 以上 1億5,000万円 未満	(30)	26 × (年間平均完成工事高) ÷	30,000 + 626
1億円 以上 1億2,000万円 未満	(31)	19 × (年間平均完成工事高) ÷	20,000 + 616
8,000万円 以上 1億円 未満	(32)	22 × (年間平均完成工事高) ÷	20,000 + 601
6,000万円 以上 8,000万円 未満	(33)	28 × (年間平均完成工事高) ÷	20,000 + 577
5,000万円 以上 6,000万円 未満	(34)	16 × (年間平均完成工事高) ÷	10,000 + 565
4,000万円 以上 5,000万円 未満	(35)	19 × (年間平均完成工事高) ÷	10,000 + 550
3,000万円 以上 4,000万円 未満	(36)	24 × (年間平均完成工事高) ÷	10,000 + 530
2,500万円 以上 3,000万円 未満	(37)	13 × (年間平均完成工事高) ÷	5,000 + 524
2,000万円 以上 2,500万円 未満	(38)	16 × (年間平均完成工事高) ÷	5,000 + 509
1,500万円 以上 2,000万円 未満	(39)	20 × (年間平均完成工事高) ÷	5,000 + 493
1,200万円 以上 1,500万円 未満	(40)	14 × (年間平均完成工事高) ÷	3,000 + 483
1,000万円 以上 1,200万円 未満	(41)	11 × (年間平均完成工事高) ÷	2,000 + 473
1,000万円 未満	(42)	131 × (年間平均完成工事高) ÷	10,000 + 397

別表２－１（第２の２（２）ア）自己資本の額の点数

自己資本の額又は平均自己資本額	区分	点	数
3,000億円 以上	(1)		2,114
2,500億円 以上 3,000億円 未満	(2)	$63 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,736$	
2,000億円 以上 2,500億円 未満	(3)	$73 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,686$	
1,500億円 以上 2,000億円 未満	(4)	$91 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,614$	
1,200億円 以上 1,500億円 未満	(5)	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000,000 + 1,557$	
1,000億円 以上 1,200億円 未満	(6)	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,503$	
800億円 以上 1,000億円 未満	(7)	$61 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,463$	
600億円 以上 800億円 未満	(8)	$75 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,407$	
500億円 以上 600億円 未満	(9)	$46 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,356$	
400億円 以上 500億円 未満	(10)	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,321$	
300億円 以上 400億円 未満	(11)	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,269$	
250億円 以上 300億円 未満	(12)	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,233$	
200億円 以上 250億円 未満	(13)	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,193$	
150億円 以上 200億円 未満	(14)	$57 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,153$	
120億円 以上 150億円 未満	(15)	$42 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000,000 + 1,114$	
100億円 以上 120億円 未満	(16)	$33 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,084$	
80億円 以上 100億円 未満	(17)	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,054$	
60億円 以上 80億円 未満	(18)	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,022$	
50億円 以上 60億円 未満	(19)	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 989$	
40億円 以上 50億円 未満	(20)	$34 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 964$	
30億円 以上 40億円 未満	(21)	$41 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 936$	
25億円 以上 30億円 未満	(22)	$25 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 909$	
20億円 以上 25億円 未満	(23)	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 889$	
15億円 以上 20億円 未満	(24)	$36 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 861$	
12億円 以上 15億円 未満	(25)	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 300,000 + 834$	
10億円 以上 12億円 未満	(26)	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 816$	
8億円 以上 10億円 未満	(27)	$24 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 801$	
6億円 以上 8億円 未満	(28)	$30 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 777$	
5億円 以上 6億円 未満	(29)	$18 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 759$	
4億円 以上 5億円 未満	(30)	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 744$	
3億円 以上 4億円 未満	(31)	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 720$	
2億5,000万円 以上 3億円 未満	(32)	$15 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 711$	
2億円 以上 2億5,000万円 未満	(33)	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 691$	
1億5,000万円 以上 2億円 未満	(34)	$23 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 675$	
1億2,000万円 以上 1億5,000万円 未満	(35)	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000 + 664$	
1億円 以上 1億2,000万円 未満	(36)	$13 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 650$	
8,000万円 以上 1億円 未満	(37)	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 635$	
6,000万円 以上 8,000万円 未満	(38)	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 623$	
5,000万円 以上 6,000万円 未満	(39)	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 614$	
4,000万円 以上 5,000万円 未満	(40)	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 599$	
3,000万円 以上 4,000万円 未満	(41)	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 591$	
2,500万円 以上 3,000万円 未満	(42)	$10 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 579$	
2,000万円 以上 2,500万円 未満	(43)	$12 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 569$	
1,500万円 以上 2,000万円 未満	(44)	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 561$	
1,200万円 以上 1,500万円 未満	(45)	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000 + 548$	
1,000万円 以上 1,200万円 未満	(46)	$8 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000 + 544$	
1,000万円 未満	(47)	$223 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 361$	

別表２－２（第２の２（２）イ）利払前税引前償却前当期利益の点数

平均利益額		区分	点	数
300億円 以上		(1)	2,447	
250億円 以上	300億円 未満	(2)	$134 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,643$	
200億円 以上	250億円 未満	(3)	$151 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,558$	
150億円 以上	200億円 未満	(4)	$175 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,462$	
120億円 以上	150億円 未満	(5)	$123 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000,000 + 1,372$	
100億円 以上	120億円 未満	(6)	$93 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,306$	
80億円 以上	100億円 未満	(7)	$104 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,251$	
60億円 以上	80億円 未満	(8)	$122 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,179$	
50億円 以上	60億円 未満	(9)	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,125$	
40億円 以上	50億円 未満	(10)	$79 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,080$	
30億円 以上	40億円 未満	(11)	$92 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,028$	
25億円 以上	30億円 未満	(12)	$54 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 980$	
20億円 以上	25億円 未満	(13)	$60 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 950$	
15億円 以上	20億円 未満	(14)	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 910$	
12億円 以上	15億円 未満	(15)	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 300,000 + 880$	
10億円 以上	12億円 未満	(16)	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 850$	
8億円 以上	10億円 未満	(17)	$42 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 825$	
6億円 以上	8億円 未満	(18)	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 801$	
5億円 以上	6億円 未満	(19)	$28 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 777$	
4億円 以上	5億円 未満	(20)	$32 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 757$	
3億円 以上	4億円 未満	(21)	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 737$	
2億5,000万円 以上	3億円 未満	(22)	$21 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 722$	
2億円 以上	2億5,000万円 未満	(23)	$24 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 707$	
1億5,000万円 以上	2億円 未満	(24)	$27 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 695$	
1億2,000万円 以上	1億5,000万円 未満	(25)	$20 \times (\text{平均利益額}) \div 30,000 + 676$	
1億円 以上	1億2,000万円 未満	(26)	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 666$	
8,000万円 以上	1億円 未満	(27)	$16 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 661$	
6,000万円 以上	8,000万円 未満	(28)	$19 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 649$	
5,000万円 以上	6,000万円 未満	(29)	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$	
4,000万円 以上	5,000万円 未満	(30)	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$	
3,000万円 以上	4,000万円 未満	(31)	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 622$	
2,500万円 以上	3,000万円 未満	(32)	$8 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 619$	
2,000万円 以上	2,500万円 未満	(33)	$10 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 609$	
1,500万円 以上	2,000万円 未満	(34)	$11 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 605$	
1,200万円 以上	1,500万円 未満	(35)	$7 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000 + 603$	
1,000万円 以上	1,200万円 未満	(36)	$6 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000 + 595$	
	1,000万円 未満	(37)	$78 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 547$	

別表 3－1（第 2 の 2（4）ア）技術職員の数の点数

技術職員数値	区分	点	数
15,500 以上	(1)		2,335
11,930 以上 15,500 未満	(2)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div$	$3,570 + 2,065$
9,180 以上 11,930 未満	(3)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div$	$2,750 + 1,998$
7,060 以上 9,180 未満	(4)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div$	$2,120 + 1,939$
5,430 以上 7,060 未満	(5)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div$	$1,630 + 1,876$
4,180 以上 5,430 未満	(6)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div$	$1,250 + 1,808$
3,210 以上 4,180 未満	(7)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div$	$970 + 1,747$
2,470 以上 3,210 未満	(8)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div$	$740 + 1,686$
1,900 以上 2,470 未満	(9)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div$	$570 + 1,624$
1,460 以上 1,900 未満	(10)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div$	$440 + 1,558$
1,130 以上 1,460 未満	(11)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div$	$330 + 1,488$
870 以上 1,130 未満	(12)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div$	$260 + 1,434$
670 以上 870 未満	(13)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div$	$200 + 1,367$
510 以上 670 未満	(14)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div$	$160 + 1,318$
390 以上 510 未満	(15)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div$	$120 + 1,247$
300 以上 390 未満	(16)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div$	$90 + 1,183$
230 以上 300 未満	(17)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div$	$70 + 1,119$
180 以上 230 未満	(18)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div$	$50 + 1,040$
140 以上 180 未満	(19)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div$	$40 + 984$
110 以上 140 未満	(20)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div$	$30 + 907$
85 以上 110 未満	(21)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div$	$25 + 860$
65 以上 85 未満	(22)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div$	$20 + 810$
50 以上 65 未満	(23)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div$	$15 + 742$
40 以上 50 未満	(24)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div$	$10 + 633$
30 以上 40 未満	(25)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div$	$10 + 633$
20 以上 30 未満	(26)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div$	$10 + 636$
15 以上 20 未満	(27)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div$	$5 + 508$
10 以上 15 未満	(28)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div$	$5 + 511$
5 以上 10 未満	(29)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div$	$5 + 509$
5 未満	(30)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div$	$5 + 510$

別表３－２（第２の２（４）イ）年間平均元請完成工事高の点数

許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高	区分	点	数
1,000億円 以上	(1)		2,865
800億円 以上 1,000億円 未満	(2)	119 × (年間平均元請完成工事高) ÷	20,000,000 + 2,270
600億円 以上 800億円 未満	(3)	145 × (年間平均元請完成工事高) ÷	20,000,000 + 2,166
500億円 以上 600億円 未満	(4)	87 × (年間平均元請完成工事高) ÷	10,000,000 + 2,079
400億円 以上 500億円 未満	(5)	104 × (年間平均元請完成工事高) ÷	10,000,000 + 1,994
300億円 以上 400億円 未満	(6)	126 × (年間平均元請完成工事高) ÷	10,000,000 + 1,906
250億円 以上 300億円 未満	(7)	76 × (年間平均元請完成工事高) ÷	5,000,000 + 1,828
200億円 以上 250億円 未満	(8)	90 × (年間平均元請完成工事高) ÷	5,000,000 + 1,758
150億円 以上 200億円 未満	(9)	110 × (年間平均元請完成工事高) ÷	5,000,000 + 1,678
120億円 以上 150億円 未満	(10)	81 × (年間平均元請完成工事高) ÷	3,000,000 + 1,603
100億円 以上 120億円 未満	(11)	63 × (年間平均元請完成工事高) ÷	2,000,000 + 1,549
80億円 以上 100億円 未満	(12)	75 × (年間平均元請完成工事高) ÷	2,000,000 + 1,489
60億円 以上 80億円 未満	(13)	92 × (年間平均元請完成工事高) ÷	2,000,000 + 1,421
50億円 以上 60億円 未満	(14)	55 × (年間平均元請完成工事高) ÷	1,000,000 + 1,367
40億円 以上 50億円 未満	(15)	66 × (年間平均元請完成工事高) ÷	1,000,000 + 1,312
30億円 以上 40億円 未満	(16)	79 × (年間平均元請完成工事高) ÷	1,000,000 + 1,260
25億円 以上 30億円 未満	(17)	48 × (年間平均元請完成工事高) ÷	500,000 + 1,209
20億円 以上 25億円 未満	(18)	57 × (年間平均元請完成工事高) ÷	500,000 + 1,164
15億円 以上 20億円 未満	(19)	70 × (年間平均元請完成工事高) ÷	500,000 + 1,112
12億円 以上 15億円 未満	(20)	50 × (年間平均元請完成工事高) ÷	300,000 + 1,072
10億円 以上 12億円 未満	(21)	41 × (年間平均元請完成工事高) ÷	200,000 + 1,026
8億円 以上 10億円 未満	(22)	47 × (年間平均元請完成工事高) ÷	200,000 + 996
6億円 以上 8億円 未満	(23)	57 × (年間平均元請完成工事高) ÷	200,000 + 956
5億円 以上 6億円 未満	(24)	36 × (年間平均元請完成工事高) ÷	100,000 + 911
4億円 以上 5億円 未満	(25)	40 × (年間平均元請完成工事高) ÷	100,000 + 891
3億円 以上 4億円 未満	(26)	51 × (年間平均元請完成工事高) ÷	100,000 + 847
2億5,000万円 以上 3億円 未満	(27)	30 × (年間平均元請完成工事高) ÷	50,000 + 820
2億円 以上 2億5,000万円 未満	(28)	35 × (年間平均元請完成工事高) ÷	50,000 + 795
1億5,000万円 以上 2億円 未満	(29)	45 × (年間平均元請完成工事高) ÷	50,000 + 755
1億2,000万円 以上 1億5,000万円 未満	(30)	32 × (年間平均元請完成工事高) ÷	30,000 + 730
1億円 以上 1億2,000万円 未満	(31)	26 × (年間平均元請完成工事高) ÷	20,000 + 702
8,000万円 以上 1億円 未満	(32)	29 × (年間平均元請完成工事高) ÷	20,000 + 687
6,000万円 以上 8,000万円 未満	(33)	36 × (年間平均元請完成工事高) ÷	20,000 + 659
5,000万円 以上 6,000万円 未満	(34)	22 × (年間平均元請完成工事高) ÷	10,000 + 635
4,000万円 以上 5,000万円 未満	(35)	27 × (年間平均元請完成工事高) ÷	10,000 + 610
3,000万円 以上 4,000万円 未満	(36)	31 × (年間平均元請完成工事高) ÷	10,000 + 594
2,500万円 以上 3,000万円 未満	(37)	19 × (年間平均元請完成工事高) ÷	5,000 + 573
2,000万円 以上 2,500万円 未満	(38)	23 × (年間平均元請完成工事高) ÷	5,000 + 553
1,500万円 以上 2,000万円 未満	(39)	28 × (年間平均元請完成工事高) ÷	5,000 + 533
1,200万円 以上 1,500万円 未満	(40)	19 × (年間平均元請完成工事高) ÷	3,000 + 522
1,000万円 以上 1,200万円 未満	(41)	16 × (年間平均元請完成工事高) ÷	2,000 + 502
1,000万円 未満	(42)	341 × (年間平均元請完成工事高) ÷	10,000 + 241

別表４－１の１（第２の２（５）イ）又は（第２の２（６）カ）営業継続の状況（営業年数に係る点数）

営業年数	区分	点数	営業年数	区分	点数	営業年数	区分	点数
35年以上	(1)	60	24年	(12)	38	13年	(23)	16
34年	(2)	58	23年	(13)	36	12年	(24)	14
33年	(3)	56	22年	(14)	34	11年	(25)	12
32年	(4)	54	21年	(15)	32	10年	(26)	10
31年	(5)	52	20年	(16)	30	9年	(27)	8
30年	(6)	50	19年	(17)	28	8年	(28)	6
29年	(7)	48	18年	(18)	26	7年	(29)	4
28年	(8)	46	17年	(19)	24	6年	(30)	2
27年	(9)	44	16年	(20)	22	5年以下	(31)	0
26年	(10)	42	15年	(21)	20			
25年	(11)	40	14年	(22)	18			

別表４－１の２（第２の２（５）イ）又は（第２の２（６）カ）営業継続の状況の点数（民事再生法又は会社更生法の適用の有無に係る点数）

民事再生法又は会社更生法の適用の有無	区分	点数
無	(1)	0
有	(2)	-60

別表４－２（第２の２（５）ウ）又は（第２の２（６）キ）防災協定の有無の点数

防災協定締結の有無	区分	点数
有	(1)	20
無	(2)	0

別表４－３（第２の２（５）エ）又は（第２の２（６）ク）法令遵守の状況の点数

法令遵守の状況	区分	点数
無	(1)	0
指示をされた場合	(2)	-15
営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	(3)	-30

別表４－４（第２の２（５）オ(ア)）又は（第２の２（６）ケ(ア)）監査受審状況の点数

監査の受審状況	区分	点数
会計監査人の設置	(1)	20
会計参与の設置	(2)	10
経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	(3)	2
無	(4)	0

別表４－５（第２の２（５）オ(イ)）又は（第２の２（６）ケ(イ)）公認会計士等の数の点数

年間平均 完成工事高 項目 区分	公認会計士等数値					
	(１)	(２)	(３)	(４)	(５)	(６)
600億円以上	13.6 以上	10.8 以上 13.6 未満	7.2 以上 10.8 未満	5.2 以上 7.2 未満	2.8 以上 5.2 未満	2.8 未満
150億円以上 600億円未満	8.8 以上	6.8 以上 8.8 未満	4.8 以上 6.8 未満	2.8 以上 4.8 未満	1.6 以上 2.8 未満	1.6 未満
40億円以上 150億円未満	4.4 以上	3.2 以上 4.4 未満	2.4 以上 3.2 未満	1.2 以上 2.4 未満	0.8 以上 1.2 未満	0.8 未満
10億円以上 40億円未満	2.4 以上	1.6 以上 2.4 未満	1.2 以上 1.6 未満	0.8 以上 1.2 未満	0.4 以上 0.8 未満	0.4 未満
1億円以上 10億円未満	1.2 以上	0.8 以上 1.2 未満	0.4 以上 0.8 未満	—	—	0
1億円未満	0.4 以上	—	—	—	—	0
点 数	10	8	6	4	2	0

別表４－６（第２の２（５）カ）又は（第２の２（６）コ）研究開発費の状況の点数

平均研究開発費の額		区分	点数
100億円 以上		(1)	25
75億円 以上	100億円 未満	(2)	24
50億円 以上	75億円 未満	(3)	23
30億円 以上	50億円 未満	(4)	22
20億円 以上	30億円 未満	(5)	21
19億円 以上	20億円 未満	(6)	20
18億円 以上	19億円 未満	(7)	19
17億円 以上	18億円 未満	(8)	18
16億円 以上	17億円 未満	(9)	17
15億円 以上	16億円 未満	(10)	16
14億円 以上	15億円 未満	(11)	15
13億円 以上	14億円 未満	(12)	14
12億円 以上	13億円 未満	(13)	13
11億円 以上	12億円 未満	(14)	12
10億円 以上	11億円 未満	(15)	11
9億円 以上	10億円 未満	(16)	10
8億円 以上	9億円 未満	(17)	9
7億円 以上	8億円 未満	(18)	8
6億円 以上	7億円 未満	(19)	7
5億円 以上	6億円 未満	(20)	6
4億円 以上	5億円 未満	(21)	5
3億円 以上	4億円 未満	(22)	4
2億円 以上	3億円 未満	(23)	3
1億円 以上	2億円 未満	(24)	2
5,000万円 以上	1億円 未満	(25)	1
	5,000万円 未満	(26)	0

別表４－７（第２の２（５）キ）又は（第２の２（６）サ）建設機械の保有状況の点数

建設機械の所有及びリース台数	区分	点数
15台以上	(1)	15
14台	(2)	15
13台	(3)	14
12台	(4)	14
11台	(5)	13
10台	(6)	13
9台	(7)	12
8台	(8)	12
7台	(9)	11
6台	(10)	10
5台	(11)	9
4台	(12)	8
3台	(13)	7
2台	(14)	6
1台	(15)	5
0台	(16)	0

別表４－８（第２の２（５）ク）国際標準化機構が定めた規格による登録状況の点数

国際標準化機構が定めた規格による登録状況	区分	点数
第9001号及び第14001号の登録	(1)	10
第9001号の登録	(2)	5
第14001号の登録	(3)	5
無	(4)	0

別表４－９（第２の２（５）ケ(ア)）又は（第２の２（６）イ(ア)）若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況の点数

若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況	区分	点数
15%以上	(1)	1
15%未満	(2)	0

別表４－10（第２の２（５）ケ(イ)）又は（第２の２（６）イ(イ)）新規若年技術職員の育成及び確保の状況の点数

新規若年技術職員の育成及び確保の状況	区分	点数
1 %以上	(1)	1
1 %未満	(2)	0

別表４－１１（第２の２（５）コ）又は（第２の２（６）ウ）知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況の点数

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	区分	点数
10	(1)	10
9 以上 10 未満	(2)	9
8 以上 9 未満	(3)	8
7 以上 8 未満	(4)	7
6 以上 7 未満	(5)	6
5 以上 6 未満	(6)	5
4 以上 5 未満	(7)	4
3 以上 4 未満	(8)	3
2 以上 3 未満	(9)	2
1 以上 2 未満	(10)	1
1 未満	(11)	0

別表４－１２（第２の２（６）エ）ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況の点数

ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	区分	点数
プラチナえるぼし認定を取得	(1)	5
プラチナくるみん認定を取得		
区分(1)に非該当かつえるぼし認定（３段階目）を取得	(2)	4
区分(1)に非該当かつユースエール認定を取得		
区分(1)又は(2)に非該当かつえるぼし認定（２段階目）を取得	(3)	3
区分(1)又は(2)に非該当かつくるみん認定を取得		
区分(1)又は(2)に非該当かつトライくるみん認定を取得		
区分(1)、(2)又は(3)に非該当かつえるぼし認定（１段階目）を取得	(4)	2
取得無	(5)	0

別表４－１３（第２の２（６）オ）建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	区分	点数
全ての建設工事で実施	(1)	15
全ての公共工事で実施	(2)	10
該当無	(2)	0

別表４－１４（第２の２（６）シ）建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証 又は登録の状況	区分	点数
エコアクション21の認証並びに国際標準化機構 第9001号及び第14001号の登録	(1)	10
国際標準化機構第9001号及び第14001号の登録	(2)	10
エコアクション21の認証及び国際標準化機構第 9001号の登録	(3)	8
エコアクション21の認証及び国際標準化機構第 14001号の登録	(4)	5
国際標準化機構第9001号の登録	(5)	5
国際標準化機構第14001号の登録	(6)	5
エコアクションの認証	(7)	3
該当無	(8)	0

別表 5（第 2 の 3）

技術的難易度評価	技術的難易度
I	1.0
II	1.25
III	1.5
IV	1.75
V	2.0
VI	2.0

別表 6（第 2 の 3）

対象工事	調整係数
調査基準価格を下回って受注し、かつ、成績評価が 65 点未満の工事	2
その他の工事	1

別表 7（第 2 の 3）

対象工事	直近係数
直近 2 年以内の完成工事	2.0
直近 2 年超 4 年以内の完成工事	1.0

別表 8（第 2 の 3）

工事区分	換算係数 (α)	換算係数 ($\log \beta$)
一般土木	276.000	0.14333
建築	92.000	0.35197
舗装	136.950	0.22639
鋼橋上部	161.030	0.22355
PSコンクリート	67.870	0.31182
しゅんせつ	52.010	0.35719
機械装置	67.390	0.32329
管	47.980	0.45778
電気	312.070	0.15612
塗装	130.150	0.25433
造園	76.990	0.37535
防水加工	なし	なし
さく井	20.050	0.61089
グラウト	なし	なし
維持	31.350	0.40758

別表9(第4)

1 年間平均実績高

年間平均実績高	点 数
20億円以上	30
10億円以上 20億円未満	25
5億円以上 10億円未満	20
1億円以上 5億円未満	15
1億円未満	10

2 自己資本額

年間平均実績高	項目	自 己 資 本 額		
	点数	30	20	10
20億円以上		2億円以上	1億5,000万円以上 2億円未満	1億5,000万円未満
10億円以上 20億円未満		8,000万円以上	6,000万円以上 8,000万円未満	6,000万円未満
5億円以上 10億円未満		4,000万円以上	2,000万円以上 4,000万円未満	2,000万円未満
1億円以上 5億円未満		1,500万円以上	800万円以上 1,500万円未満	800万円未満
1億円未満		400万円以上	200万円以上 400万円未満	200万円未満

3 有資格者の数

合 計 数 値	点 数
110 ~	30
65 ~ 109	25
40 ~ 64	20
15 ~ 39	15
~ 14	10

4 営業年数

営 業 年 数	点 数
35 年以上	30
25 年以上 35 年未満	25
15 年以上 25 年未満	20
5 年以上 15 年未満	15
5 年未満	10

別表10(第4の3)

業種区分別の有資格者

業種区分	有資格者			
	(1)		(2)	
測 量	測量法	測量士の登録を受けている者	測量法	測量士補の登録を受けている者(測量士の登録を受けている者を除く。)
土 木 関 係 コンサルタント	技術士法(第2次試験のうち技術部門)	以下の部門について合格し、同法による登録を受けている者 機械部門:選択科目を「流体機器」、「機構ダイナミクス・制御」、「機械設計」とするものに限る。 電気電子部門、建設部門 農業部門:選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。 森林部門:選択科目を「森林土木」とするものに限る。 水産部門:選択科目を「水産土木」とするものに限る。 情報工学部門又は応用理学部門:選択科目を「地質」とするものに限る。 総合技術監理部門:選択科目を上記各部門の選択科目(記載のない部門はすべての選択科目)とするものに限る。	建設業法 計量法 電気事業法 電気通信事業法 (一社)建設コンサルタンツ協会 (一社)畑地農業振興会	技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者 計量士(環境計量士(濃度関係、騒音・振動関係)に限る。)の登録を受けている者 第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者 伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者 RCCM資格試験に合格し、登録を受けている者 畑地かんがい技士に認定されている者
	アジア太平洋経済協力(APEC)	「APECエンジニア・マニュアル」に基づき、日本政府と相互免除の合意をしている政府において、当該国内に設立したモニタリング委員会に登録され、かつ追加審査が必要な場合はそれに合格している者		
建 築 関 係 コンサルタント	建築士法	1級建築士の免許を受けている者(構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている者を除く) 建築士法施行規則(昭和25年建設省告示第38号)による建築設備士である者 建築士法による構造設計1級建築士証、設備設計1級建築士証の交付を受けている者	建築士法 (公社)日本建築積算協会	2級建築士の免許を受けている者(1級建築士の免許を受けている者を除く。) 建築積算士試験に合格し、登録を受けている者
補 償 関 係 コンサルタント			不動産の鑑定評価に関する法律 土地家屋調査士法 司法書士法 (一社)日本補償コンサルタント協会	不動産鑑定士の登録を受けている者 土地家屋調査士の登録を受けている者 司法書士の登録を受けている者 補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者
地 質 調 査	技術士法(第2次試験のうち技術部門)	以下の部門について合格し、同法による登録を受けている者 建設部門:選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。 応用理学部門:選択科目を「地質」とするものに限る。 総合技術監理部門:選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。	(一社)全国地質調査業協会連合会	地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者

測量法(昭和24年法律第188号)、技術士法(昭和58年法律第25号)、建築士法(昭和25年法律第202号)、建設業法(昭和24年法律第100号)、計量法(平成4年法律第51号)、電気事業法(昭和39年法律第170号)、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)、土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)、司法書士法(昭和25年法律第197号)